

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第2項の規定により、令和5年度に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月27日

岐阜県監査委員 布俣 正也

岐阜県監査委員 広瀬 修

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 南 圭一

岐阜県監査委員 安田 典子

令和5年度
行政監査結果報告書

県の施設におけるAEDの設置・管理
及び公開・周知について

令和6年3月
岐阜県監査委員

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
1	テーマ	1
2	テーマ設定の理由	1
第3	監査の着眼点	1
第4	監査の実施内容	2
1	監査対象機関及び実施手順	2
2	監査の実施期間	2
第5	監査の結果	2
1	AEDに係る県通知等の概要について	2
(1)	県通知の概要について	2
(2)	厚労省通知の概要について	3
2	AEDの設置状況について	4
(1)	AEDの設置状況	4
(2)	AEDの設置場所	5
(3)	AEDの設置場所の案内表示	5
(4)	AEDの調達方法	5
(5)	AEDの未就学児対応	7
3	AEDの管理、使用に係る講習状況について	7
(1)	AEDの耐用期間	7
(2)	AEDの点検整備・消耗品管理	7
(3)	AED使用講習の実施状況	10
4	AEDの公開・周知状況について	10
(1)	AEDの設置に係る職員向け周知	10
(2)	AED設置登録情報の救急財団全国AEDマップでの公開	10
(3)	AED設置情報の県有施設AEDマップでの公開	11
5	AEDの使用状況について	12
第6	監査結果の要旨及び意見等	13
○	AEDの設置状況に関する意見等	13
(1)	施設利用者に対してAED設置場所を適切に案内表示していない事態【指摘事項】	13
(2)	AED調達の一括調達化によりさらに経済的な調達を行うことが求められる事態【検討事項】	13
○	AEDの管理・使用に係る講習状況に関する意見等	14
(3)	耐用期間を超過したAEDを設置している事態【指摘事項】	14
(4)	点検整備・消耗品管理が適切に実施されていない事態【意見】	14
(5)	点検整備・消耗品管理を適切に実施するための対応が求められる事態【検討事項】	14
(6)	AED使用講習を受講させていない事態【意見】	14
○	AEDの公開・周知に関する意見等	15
(7)	AED設置情報の職員向け周知を行っていない事態【意見】	15
(8)	救急財団全国AEDマップへのAED設置登録情報の登録・更新が行われていない事態【意見】	15
(9)	県有施設AEDマップでAED設置情報が公開されていない事態【指摘事項】	15
(10)	県有施設AEDマップでのAED設置情報の更新が行われていなかったり、不正確な情報が掲載されていたりした事態【指摘事項】	15
(11)	県有施設AEDマップでのAED設置情報の更新が行われていない事態【意見】	16
(12)	県有施設AEDマップでのAED設置情報の更新を適切に行うための対応が求められる事態【検討事項】	16
別表	監査意見等 一覧	17
資料	関係通知等	21

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項に基づく財務監査

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づく行政監査

【行政監査とは】

監査委員は、地方自治法第199条第1項により財務事務等を監査するとされているほか、第2項により必要があると認められるときは、普通地方公共団体の事務について、監査（いわゆる行政監査）をすることができるかとされている。

本県では、行政監査として、複数の機関にわたる横断的な事項や重要な又はリスクの高い事務事業など、特定のテーマを設定して、定期監査と併せて、又は随時に、事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかなどについて監査している。

財務に関する事務と、それ以外の例えば事務執行に係る事務などは、時に密接に関連しているため、行政監査で取り上げるテーマは、財務に関する事務にも関連することがあり、行政監査の報告書は財務に関する事務に係る事項を含むことがある。

第2 監査の対象

1 テーマ

「県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について」

2 テーマ設定の理由

自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator。以下「AED」という。)は、地震等の災害や事件事故等による負傷者や急病人の発生といった緊急時に作動しなければ、救命効果に重大な影響を与えるおそれがあるため、日ごろから点検を行うなど適切な管理が求められているところである。

どの施設・職員においてもAEDを実際に使用する可能性があり、県が管理する施設での救命救急においてAEDを使用する際、機器の管理不備等により使用できないなどの重大な事態の発生を防止する必要がある。

また、県が管理する施設におけるAEDの設置情報は、県有施設AEDマップ等を通じて公開されているが、突然の心停止事案等が発生した場合に、マップ情報が不正確であったため救えるはずの命が救えないといった最悪の事態の発生を避けるため、公開情報は最新かつ正確で、信頼できるものでなくてはならない。

そのため、AEDの適切な設置・管理、職員に対するAED使用に係る講習・設置等の周知状況及び県有施設AEDマップ等でのAED情報の公開等について検証した。

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりであり、監査の対象となった事務がAEDの設置、管理等に係る県通知等に沿い、適切に、そして経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施した。

【着眼点1】 AEDの調達、設置が適切に行われているか。

【着眼点2】 AEDの維持管理が適切に行われているか。

【着眼点3】 AEDの設置に係る情報が適切に周知・公開・表示されているか。

第4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠して実施した。事務局書記が証拠書類等による設置・管理及び公開・周知の実態に係る確認等の予備監査を実施した後、その結果を踏まえて、監査委員による監査を実施した。

1 監査対象機関及び実施手順

定期監査の対象となる知事部局、教育委員会、公安委員会等の県の全機関に対し、県の施設におけるAEDの設置状況等について、書面による調査を実施した。

また、書面調査を踏まえ、必要と認めた機関に対して追加の聴き取りを実施した。

加えて、県の管理する施設におけるAEDの設置及び管理に関する総括的な事務を行う医療整備課及び学校安全を所管する学校安全課への聴き取りを実施した。

2 監査の実施期間

令和5年8月～令和6年2月

第5 監査の結果

1 AEDに係る県通知等の概要について

(1) 県通知の概要について

県の管理する施設におけるAEDに関して、平成29年に医療整備課から以下の通知（以下「H29年県通知」という。）が発出されている。

○ H29.3.6付け医整第1024号 県有施設における自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理の基準に関する要綱

○ H29.3.8付け医整第1047号「県有施設における自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理の基準に関する要綱」に係る補足事項について（通知）

H29年県通知によれば、各施設1台以上のAEDを設置することとされており、AEDの管理等について、おおよそ以下の事項が定められている。

ア 設置及び管理は施設管理者が行うこと

イ 施設管理者は、AEDの日常的な管理を行う責任者として、AED管理責任者を置くこと

ウ 施設管理者は、施設利用者にAEDの設置場所が容易に分かるよう、AED設置場所表示を県有施設の入口等に掲示すること

エ AED管理責任者は、県有施設におけるAEDの設置場所及び利用方法等に関する広報を行うこと

オ AED管理責任者は、AEDの機能を維持するための点検整備を行うこと

カ AED管理責任者は、施設職員に対し、普通救命講習又は応急手当講習をおおむね3年ごとに受講させること

キ AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAEDに関する情報をインターネット上の県有施設AEDマップにより発信・更新すること

加えて、厚生労働省医政局地域医療計画課からの令和5年11月16日付けAED設置登録情報の適切な更新等に係る再周知を受け、以下の通知（以下「R5年県通知」と

いう。)を発出し、県の管理する施設に設置されたAEDの設置登録情報の適切な更新等の徹底を要請している。

- R5.12.6付け医整第744号の2 自動体外式除細動器(AED)設置登録情報の適切な更新等について(再周知)

(2) 厚労省通知の概要について

AEDの適切な管理等の実施について、平成21年に各都道府県に対して以下の通知(以下「H21年厚労省通知」という。)が発出されている。

- H21.4.16付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号 自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)
- H21.4.16付けAEDの適切な管理等の実施に係るQ&A

H21年厚労省通知によれば、AEDは、薬事法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であるとしており、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するため、各都道府県が設置・管理するなどしているAEDの適切な管理等を徹底することが重要であるとしており、AEDの管理等についておおよそ以下のことが要請されている。

- ア AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として点検担当者を配置し、日常点検や表示ラベルによる消耗品の管理、及び消耗品の交換等を実施させること
- イ AEDの設置に関する情報について、一般財団法人日本救急医療財団(以下「救急財団」という。)にAED設置登録情報を登録すること

また、AED設置登録情報の有効活用等について、平成27年に各都道府県に対し以下の通知(以下「H27年厚労省通知」という。)が発出されている。

- H27.8.25付け医政発第0825第7号 自動体外式除細動器(AED)設置登録情報の有効活用について

H27年厚労省通知によれば、地域の救命率が向上するような医療提供体制を整えるため、救急財団がインターネット上に公開している日本救急医療財団全国AEDマップ(以下「救急財団全国AEDマップ」という。)を住民への情報提供に活用するよう示されている。当該通知では、救急財団に既に登録されているAED設置登録情報の更新の推進及び救急財団にAED設置登録情報を未登録の設置者に対する登録の呼びかけなどについても取り組みをするよう求められている。

そして、平成27年以降、登録されたAED設置登録情報は、救急財団がインターネット上に公開する救急財団全国AEDマップに掲載されることとなっている。

さらに、AED設置登録情報の適切な更新等について、令和5年に厚生労働省医政局地域医療計画課から各都道府県に対し以下の通知(以下「R5年厚労省通知」という。)が発出されている。

- R5.11.16付け事務連絡 自動体外式除細動器(AED)設置登録情報の適切な更新等について(再周知)

R5年厚労省通知では、各都道府県において設置・管理しているAEDの設置登録

情報の適切な更新等が徹底されるよう、H27年厚労省通知の再周知が依頼されており、また、救急財団全国AEDマップ以外にもAED設置登録情報を各都道府県が提供している場合は、情報提供先での公開内容を確認し、必要に応じ更新等の対応を行うよう、併せて要請されている。

2 AEDの設置状況について

(1) AEDの設置状況

令和5年8月1日時点で県管理施設を所管する所属は193所属、県管理施設は482施設、AEDの設置台数は664台となっていた。また、各施設に設置されているAEDの台数は、1台の施設が最も多くなっていた。

当県においては、各交番・駐在所に1台ずつ設置されているため、公安委員会の施設数・AED設置台数が最も多くなっていた。

【表1 AEDの設置状況（部局別）】

部局名		施設を所管する所属数	施設数	AED設置台数
知事部局	知事直轄	0	0	0
	総務部	4	5	11
	清流の国推進部	1	8	30
	危機管理部	2	4	5
	環境生活部	9	14	18
	健康福祉部	15	29	39
	商工労働部	13	20	25
	観光国際部	1	1	1
	農政部	11	17	18
	林政部	4	6	7
	県土整備部	7	9	9
	都市建築部	3	12	22
県事務所	7	9	18	
教育委員会		84	90	202
公安委員会		31	257	258
議会事務局		1	1	1
合計		193	482	664

※ 選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局には所管する施設なし。

公安委員会のうち、岩野田交番を含む3施設に設置された計3台のAEDは、R5.8.1時点で施設建替えにより別施設で保管中であるため、AED設置台数に計上していない。

さらに、健康福祉部で保管中のAED1台もAED設置台数に計上していない。

【表2 施設に設置されたAED台数の分布】

設置台数	0台	1台	2台	3台	4台	7台	14台	合計
施設数	10	340	93	31	6	1	1	482
割合	2.1%	70.5%	19.3%	6.4%	1.3%	0.2%	0.2%	

※ 設置台数が0台の理由は、入居先施設にAEDが設置されているため、R5.8.1時点で施設建替えにより別施設で保管しているため等の理由による。

(2) AEDの設置場所

各施設におけるAED設置場所の選定理由は、玄関や事務室カウンターなどの「多くの人が通行・利用する場所」が最も多く、212台であった。

【表3 AED設置場所の選定理由】

設置場所の選定理由	多くの人が通行・利用する	受付等、常に職員がいる	エレベーターホール、階段付近等	可能な限り24時間、誰もが使用できる	体育館等、心停止のリスクがある	壊れにくく、管理しやすい	その他	合計
AED台数	212	93	29	178	119	7	26	664
割合	31.9%	14.0%	4.4%	26.8%	17.9%	1.1%	3.9%	

(3) AEDの設置場所の案内表示

AED設置場所の案内表示について、施設に設置されたAED664台のうち、AED設置場所付近で案内表示している台数は644台(97.0%)、設置場所以外(施設入口扉、施設案内板等)でも案内表示している台数は509台(76.7%)であった。一方、全く案内表示をしていない台数は7所属8施設のAED9台(1.4%)となっていた。

【表4 AED案内表示の有無】

表示有無	設置場所付近で表示している	設置場所付近で表示していない(A)	合計
AED台数	644	20	664
割合	97.0%	3.0%	

表示有無	設置場所以外で表示している	設置場所以外で表示していない(B)	合計
AED台数	509	155	664
割合	76.7%	23.3%	

表示有無	設置場所付近又は設置場所以外のどちらかで表示している	全く表示していない(C)	合計
AED台数	655	9	664
割合	98.6%	1.4%	

※ 上記項目(C)は、項目(A)及び(B)の内数である。

(4) AEDの調達方法

ア 施設に設置されたAED664台のうち、スケールメリットを生かした調達単価の低減を図ることを目的に、令和元年度から4年度までに医療整備課又は学校安全課が賃貸借契約により一括して調達し設置されたAED(以下「一括調達AED」という。)は481台(72.4%)となっていた。また、平成27年度以前から令和5年度までの間に施設等が独自に調達し設置されたAED(以下「独自調達AED」という。)は183台(27.6%)となっていた。

【表5 AEDの調達方法】

調達方法	一括調達	一括調達の内訳		独自調達	独自調達の調達方法				合計
		医療整備課	学校安全課		購入	賃貸借	使用貸借	寄附	
AED台数	481	383	98	183	75	29	70	9	664
割合	72.4%	57.6%	14.8%	27.6%	11.3%	4.4%	10.5%	1.4%	

※ 調達機関・調達方法の台数割合及び内数の割合は、合計に対して表示している。

イ 一括調達AEDについて、医療整備課が一括して賃貸借契約により調達し施設に設置されたAED（以下「医療整備課一括調達AED」という。）の契約台数、契約金額等は以下のとおりである。5年間分の使用を前提とした1台あたりの賃借料価格は、契約期間及び契約台数等により異なっており、最高約258,447円、最低約126,395円となっていた。

また、学校安全課が一括して賃貸借契約により調達し、高等学校・特別支援学校等の施設に設置されたAED（以下「学校安全課一括調達AED」という。）の契約台数、契約金額等は以下のとおりであり、5年間分の1台あたりの賃借料価格は、約114,797円となっていた。

【表6 一括調達AEDの契約台数及び契約金額等】

（医療整備課一括調達AED）

契約期間	契約年度	契約台数(台)	契約金額(円)	5年間分(60月)の1台あたり賃借料価格(円)
R1.6.1~6.5.31(60月)	R元年度	4	739,200	184,800
R2.8.1~6.3.31(56月)	R2年度	5	854,744	183,159
R3.6.1~6.3.31(58月)	R3年度	2	499,664	258,447
R4.4.1~9.3.31(60月)	R3年度	359	45,375,660	126,395
R5.4.1~9.3.31(48月)	R4年度	17	3,303,168	242,880
—	—	(計) 387	(計) 50,772,436	—

（学校安全課一括調達AED）

契約期間	契約年度	契約台数(台)	契約金額(円)	5年間分(60月)の1台あたり賃借料価格(円)
R2.4.1~7.3.31(60月)	R元年度	98	11,250,140	114,797

※ 一括調達AEDの5年間分(60月)の1台あたり価格は以下のとおり算出した。

【 契約金額÷契約台数÷契約期間(月数)×60 】

ウ 独自調達AEDについて、施設等において一括調達AED以外の独自調達AEDを所持している理由としては、①一括調達による調達方法を認知していなかった、②一括調達による設置では施設の供用開始に間に合わない等の理由が確認された。これらについては、今後、AEDの更新等をしり追加で新規設置を行ったりする場合には、施設の供用開始に間に合わせるといった制約はないものと考えられ、また、あらかじめ施設に必要な台数を把握することで、一括調達による経済的で効率的な調達が可能になるものと考えられる。

独自調達AEDは購入、賃貸借、使用貸借及び寄附といった方法で調達されており、特に高等学校等では、一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会と使用貸借契約を締結し、無償でAEDが設置された事例があった。

独自調達AEDの機種及び契約内容は施設等により異なっていたが、独自調達AEDの5年間の使用を前提とした調達価格の分布は以下のとおりであった。

【表7 独自調達AEDの購入価格分布(5年間の使用を前提)】

5年間分の 購入価格	10万円以上 15万円未満	15万円以上 20万円未満	20万円以上 25万円未満	25万円以上 30万円未満	30万円以上	合計
AED台数	21	23	26	5	0	75
割合	28.0%	30.7%	34.7%	6.6%	0.0%	

※ 購入における5年間の使用を前提とした価格は、以下のとおり算出した。

【 (本体購入費用+消耗品購入費用)÷耐用期間×5 】

【表8 独自調達AEDの賃借料分布(5年間の使用を前提)】

5年間分の 賃借料価格	10万円以上 15万円未満	15万円以上 20万円未満	20万円以上 25万円未満	25万円以上 30万円未満	30万円以上	合計
AED台数	2	0	5	8	14	29
割合	6.9%	0.0%	17.2%	27.6%	48.3%	

※ 賃貸借契約における5年間の使用を前提とした価格は、以下のとおり算出した。

【 賃貸借契約金額÷契約期間×5 】

(5) AEDの未就学児対応

未就学児に対応したAEDは、AEDが設置された472施設のうち、464施設(98.3%)で設置されていた。一方、未就学児に対応したAEDが設置されていない理由としては、寄附により設置されたAEDが対応していないため、又は、未就学児の利用が想定されない施設であるためといった理由であった。

【表9 未就学児対応AEDの設置状況】

設置有無	未就学児対応AED設置施設	未就学児非対応AED設置施設	合計
施設数	464	8	472
割合	98.3%	1.7%	

※ 施設数は、AEDが1台以上設置されている施設を対象とした。(以下同じ)

なお、「未就学児用パッドがない場合、小学生～大人用パッドを用いる」とされている(JRC蘇生ガイドライン2020)。

3 AEDの管理、使用に係る講習状況について

(1) AEDの耐用期間

AEDの耐用期間について、施設に設置された664台のうち、AED本体の耐用期間内のAEDは661台(99.5%)であった。一方、耐用期間を超過したAEDが設置されていたことが、3所属3施設のAED3台(0.5%)で確認された。

【表10 耐用期間の超過有無】

耐用期間	耐用期間を超過していない	耐用期間を超過している	合計
AED台数	661	3	664
割合	99.5%	0.5%	

※ 「耐用期間」とは、当該機器の標準的な使用状況と保守状況の中で、消耗品等を交換したり、修理・オーバーホールを繰り返したりしても、その機器の信頼性・安全性が目標値を維持できなくなると予想される耐用寿命。薬事法上の用語であり、「耐用年数」(税法上の用語)とは異なる。

(2) AEDの点検整備・消耗品管理

ア AEDが設置された472施設のうち、点検担当者を配置している施設は440施設(93.2%)であり、そのうちAED使用に関する講習の受講を経験している点検担当者は、378施設(85.9%)に配置されていた。一方、点検担当者を配置していない施設が複数確認された。点検担当者を配置していない理由としては、配置の必

要性を認識していなかった等となっていた。

【表11 A E Dの点検担当者の配置状況】

点検担当者 配置有無	点検担当者の 配置あり	A E D使用 講習受講		点検担当者の 配置なし	合計
		経験あり	経験なし		
施設数	440	378	62	32	472
割合	93.2%	85.9%	14.1%	6.8%	

※ A E D使用講習受講経験有無の割合は、点検担当者の配置あり施設数に対して表示している。

イ A E Dの機能を維持するための点検について、A E Dが設置された472施設のうち、444施設(94.1%)で点検を実施していた。一方、点検を実施していない施設が複数確認された。点検を実施していない理由としては、点検の必要性を認識していなかったため、点検方法が分からないため等となっていた。

【表12 A E Dの点検実施状況】

点検実施 状況	点検を実施 している	点検実施頻度				点検を実施 していない	合計
		毎日	週に 1度	月に 1度	年に 1度		
施設数	444	190	33	58	163	28	472
割合	94.1%	42.8%	7.4%	13.1%	36.7%	5.9%	

※ 点検頻度の割合は、点検実施施設数に対して表示している。

ウ A E Dの点検結果の記録について、A E Dが設置された472施設のうち、161施設(34.1%)で点検結果を記録していた。一方、点検結果を記録していない施設が複数確認された。点検結果を記録していない理由として、記録の必要性を認識していなかった等となっていた。

【表13 A E Dの日常点検結果の記録状況】

記録状況	点検結果を記録している	点検結果を記録していない	合計
施設数	161	311	472
割合	34.1%	65.9%	

エ A E Dに取り付けられている電極パッドやバッテリーパックといった消耗品の使用期限の把握について、施設に設置されたA E D664台のうち、電極パッドは654台(98.5%)、バッテリーパックでは651台(98.0%)で使用期限が把握されていた。一方、消耗品の使用期限を把握していないA E Dが複数確認された。

【表14 A E Dの消耗品の使用期限の把握状況・交換状況】

消耗品の 把握状況	電極パッドの使用期限を 把握している	電極パッドの使用期限を 把握していない	合計
A E D台数	654	10	664
割合	98.5%	1.5%	

消耗品の 把握状況	バッテリーパックの使用期限を 把握している	バッテリーパックの使用期限を 把握していない	合計
A E D台数	651	13	664
割合	98.0%	2.0%	

オ AEDの消耗品の交換について、施設に設置されたAED664台のうち、電極パッドは660台(99.4%)、バッテリーパックでは662台(99.7%)で、使用期限が到来していない状況、又は使用期限内に交換されていた状況であった。一方、消耗品の使用期限を超えているが交換していないAEDが複数確認された。

【表15 AEDの消耗品の使用期限内での交換状況】

消耗品の交換状況	電極パッドの使用期限は到来していない	電極パッドの使用期限内に交換している	電極パッドの使用期限を超過しているが交換していない	合計
AED台数	301	359	4	664
割合	45.3%	54.1%	0.6%	

消耗品の交換状況	バッテリーパックの使用期限は到来していない	バッテリーパックの使用期限内に交換している	バッテリーパックの使用期限を超過しているが交換していない	合計
AED台数	310	352	2	664
割合	46.7%	53.0%	0.3%	

カ AEDの消耗品の交換時期等を記載し、記載内容を外見から確認できるようにAEDに取り付けられている表示ラベルの添付状況について、施設に設置されたAED664台のうち、560台(84.3%)では、表示ラベルが添付されていた。一方、表示ラベルを添付していないAEDが複数確認された。

【表16 AEDの表示ラベルの添付状況】

添付状況	表示ラベルを添付している	表示ラベルを添付していない	合計
AED台数	560	104	664
割合	84.3%	15.7%	

キ 表示ラベルが外見から確認できる状態かどうかの状況について、施設に設置されたAED664台のうち、436台(65.7%)では、表示ラベルが外見から確認できる状況であった。一方、表示ラベルが外見から確認できないAEDが複数確認された。

【表17 AEDのラベルの外見から確認できるかどうかの状況】

外見からの確認可否	表示ラベルは外見から確認できる	表示ラベルは外見から確認できない	合計
AED台数	436	228	664
割合	65.7%	34.3%	

AEDの点検整備・消耗品管理の状況については上記ア～キのとおりであったが、医療整備課一括調達AEDにおいては、遠隔監視システム(本体や消耗品等の状態に係る1日1回自動で実施されるセルフチェック結果や消耗品の交換時期を遠隔で監視・確認できるシステム)が導入されており、AED本体に異常が発生した場合や消耗品の使用期限が到来する前に、AED管理担当者とその旨が通知される契約内容となっていた。

また、独自調達AEDであっても、点検を外部委託しているなど、AEDの機能を維持するための点検整備体制が取られている施設も確認された。

(3) AED使用講習の実施状況

令和2年度から4年度までの間のAEDの使用方法等の講習（以下「AED使用講習」という。）に係る実施状況について、AEDが設置された472施設のうち、181施設（38.3%）では講習を実施していた。一方、291施設（61.7%）では講習を実施していなかった。

AED使用講習を実施していない理由としては、①過去に受講履歴のある職員が在籍している、②施設所管課（総合庁舎、警察署等）での講習に参加することとしている、③新型コロナウイルス感染症の感染防止のため集合型の講習を実施しなかったため等となっていた。

【表18 AED使用講習の実施状況及び実施しなかった理由】

講習の実施状況	R2～4年度に講習を実施している	R2～4年度に講習を1度も実施していない	合計
施設数	181	291	472
割合	38.3%	61.7%	

講習を実施していない理由	過去に受講等の履歴のある職員が在籍している	受講希望者がいなかった	業務の都合上、機会を確保できなかった	講習等の実施の必要性を認識しなかった	特定の職員等がAEDを操作することとしている	施設所管課での講習に参加することとしている	その他	合計
回答数	154	10	24	5	1	83	163	440
割合	35.0%	2.3%	5.5%	1.1%	0.2%	18.9%	37.0%	

※ 複数回答あるため、回答数と講習未実施施設数の合計は一致しない。

4 AEDの公開・周知状況について

(1) AEDの設置に係る職員向け周知

各施設に勤務する職員に向けた、当該施設にAEDが設置されている旨及びAEDの設置場所に係る周知状況について、AEDが設置された472施設のうち、466施設（98.7%）で職員に対して周知されていた。一方、6施設（1.3%）においては周知されていないことが確認された。

【表19 AEDの設置場所に係る職員向け周知状況】

職員向け周知状況	職員にAEDの設置及び設置場所を周知している	職員にAEDの設置及び設置場所を周知していない		合計
		全ての職員に周知している	一部の職員に周知している	
施設数	466	460	6	472
割合	98.7%	98.7%	1.3%	

※ 周知対象職員の割合は、周知施設数に対して表示している。

(2) AED設置登録情報の救急財団全国AEDマップでの公開

AED設置登録情報の救急財団全国AEDマップへの登録については、H21厚労省通知に基づき、施設に設置されたAED664台のうち、350台（52.7%）が登録されていた。一方、314台（47.3%）は登録されていなかった。

登録されていたAED350台のうち、264台（75.4%）はAED設置登録情報が現在のものと一致するよう保たれており、正確な状況であった。一方、86台（25.7%）では、

AED設置情報が正確ではない状況であった。

AED設置登録情報を登録していない理由としては、①複数台設置しているAEDのうち1台を登録すれば足りると認識している、②賃貸借契約により調達したAEDであるため登録は不要であると認識している、③医療整備課が一括して登録すべきであり、各施設での登録は不要であると認識している、④持出し先での使用を目的としており、使用時に登録した場所から移動している場合がありうるため等となっていた。

【表20 救急財団全国AEDマップでのAED登録・更新状況】

登録状況	AED設置情報の登録あり	AED設置情報の登録なし	合計
AED台数	350	314	664
割合	52.7%	47.3%	

更新状況	AED設置情報は現在のものと一致している	AED設置情報は現在のものと一致していない	不明	合計
AED台数	264	81	5	350
割合	75.4%	23.2%	1.4%	

(3) AED設置情報の県有施設AEDマップでの公開

医療整備課がインターネット上に整備している県有施設AEDマップについて、各所属からの設置情報に関する回答内容と令和5年8月1日時点の県有施設AEDマップ上のデータとを比較したところ、以下のア～エのとおり、実態と登録情報が不一致となっており、正確な情報が公開されていなかった。

ア 施設に設置されたAED664台のうち、594台(89.5%)が公開されていたことが確認された。一方、複数のAEDが設置されている施設において、当該施設内の1台のAEDのみ公開しているなどにより、45所属53施設の70台(10.5%)の情報について、県有施設AEDマップ上での公開を確認できなかった。

【表21 県有施設AEDマップでの公開状況】

公開状況	AED設置情報の公開あり	AED設置情報の公開なし	合計
AED台数	594	70	664
割合	89.5%	10.5%	

イ 廃止された施設のAED情報が未だに県有施設AEDマップ上に掲載されていたり、施設が移転したにも関わらず、未だに旧住所上のAED情報が更新されずに、県有施設AEDマップに掲載されていたりといった等の、県有施設AEDマップ上の情報更新がなされておらず、正確な情報が公開されていなかった。

【表22 県有施設AEDマップ上の情報が正確に公開されていない状況】

情報が正確に公開されていない状況		所属数	施設数	台数
(ア)	廃止された施設のAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。	7	11	11
(イ)	施設が移転したにも関わらず、未だに旧住所上のAED設置情報が更新されずに、県有施設AEDマップに掲載されていた。	3	3	3

(ウ)	撤去されたAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。	6	6	7
(エ)	管理主体が県から民間団体に移ったにも関わらず、未だに旧施設のAED設置情報が更新されずに、県有施設AEDマップに掲載されていた。	1	3	3
(オ)	施設の名称が現在の名称と異なる名称のまま、県有施設AEDマップに掲載されていた。	8	9	9
(カ)	県有施設AEDマップ上の、設置されたAEDの場所を示すマークの位置が、県庁舎(行政棟)及び議会棟においては、旧庁舎上に表示されていた。	2	2	7

ウ AED設置場所に係る情報の各所属からの回答内容と県有施設AEDマップ上のデータとの一致状況について、公開が確認されたAED594台のうち、489台(82.3%)は設置場所に係る情報が一致していた。一方、60所属87施設内の105台(17.7%)は情報が更新されておらず、一致していなかった。

【表23 AED設置場所に係る情報の県有施設AEDマップとの一致状況】

一致状況	AED設置場所情報が一致している	AED設置場所情報が一致していない	合計
AED台数	489	105	594
割合	82.3%	17.7%	

エ AEDの未就学児対応に係る情報の各所属からの回答内容と県有施設AEDマップ上のデータとの一致状況について、公開が確認されたAED594台のうち、126台(21.2%)では未就学児対応に係る情報が一致していた。一方、160所属413施設内の468台(78.8%)では情報が更新されておらず、一致していなかった。

【表24 AEDの未就学児対応に係る情報の県有施設AEDマップとの一致状況】

一致状況	AED未就学児対応情報が一致している	AED未就学児対応情報が一致していない	合計
AED台数	126	468	594
割合	21.2%	78.8%	

5 AEDの使用状況について

令和2年4月1日から5年8月1日までの期間において、各施設に設置されたAEDの使用事例が、延べ23施設で計28事例あったことが確認された。

【表25 AEDの使用状況】

使用年度	知事部局		教育委員会		公安委員会		年度計	
	施設	事例数	施設	事例数	施設	事例数	施設	事例数
令和2年度	3	4	1	1	2	2	6	7
令和3年度	1	1	1	2	1	1	3	4
令和4年度	4	6	5	6	2	2	11	14
令和5年度	1	1	2	2	0	0	3	3
計	9	12	9	11	5	5	23	28

※ 令和5年度の対象期間はR5.4.1~R5.8.1。議会事務局では使用事例なし。

第6 監査結果の要旨及び意見等

監査の結果、監査の対象とした、県がAEDを設置する施設において、おおむね適正に設置、管理・講習、公開・周知等がなされていると認められた。そして、当該施設において、意識を失ったり、呼吸困難となったりした施設利用者や生徒等に対して職員や教職員等がAEDを使用した事例が、令和2年度から5年8月1日までの間に延べ23施設で計28事例発生し、AED使用時にAEDに問題がなかったことが確認された。

しかしながら、一部の施設においては、次のとおり、AEDの設置、管理・講習、周知・公開などの項目において改善を必要とする事態が認められた。また、意見等の対象となる所属及び対象施設を個別に示すと別表のとおりである。

○ AEDの設置状況に関する意見等

(1) 施設利用者に対してAED設置場所を適切に案内表示していない事態【指摘事項】

H29年県通知において、施設管理者は、施設利用者にAEDの設置場所が容易に分かるよう、AED設置場所を県有施設の入口等に掲示して表示すること、また、AEDを移設した場合は、表示における設置場所の記載を変更することとされているところ、2所属2施設においては、当該表示が掲示されていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

(2) AED調達の一括調達化によりさらに経済的な調達を行うことが求められる事態【検討事項】

一括調達AEDのうち、令和3年度に医療整備課において359台のAEDを調達した際の5年間分の使用を前提とした賃借料価格は、1台あたり約13万円であり、令和元年度に学校安全課において98台のAEDを調達した際の同様の賃借料価格は、1台あたり約12万円であった。

一方、医療整備課が令和3年度に2台のAEDを調達した際は、上記と同じ機種のAEDであっても、5年間分の使用を前提とした賃借料価格は、1台あたり約26万円であり、調達価格は割高となっていた。

また、独自調達AEDのうち、購入による調達では、一度の契約で調達する台数は、1台から5台にとどまり、5年間の使用を前提とした1台あたりの調達価格(消耗品を購入している場合は消耗品価格を含む)は約14万円から約45万円と幅があるものの、20万円以上25万円未満のものが最も多くなっていた。さらに、賃貸借契約による調達では、購入による調達と同様に、一度の契約で調達する台数は1台から5台、5年間の使用を前提とした1台あたりの賃借料価格は約13万円から約95万円となっており、その中では30万円以上のものが過半数を占めていた。

AEDについては、機器の新規設置・更新等に伴い、今後も継続して調達事務を行うことが見込まれる。AED設置の検討は、H29年県通知に基づき各所属・施設等において行われているが、不特定多数の者が訪れる場所等におけるAED設置は今後も全庁的に進められるものと考えられる。

各年度において、関係所属・施設等が行う新規設置・更新等の対象となるAEDの数量などを全庁的に把握し、各施設のAED設置の目的に沿ったAEDの使用を基にして一括調達することを検討し、経済的かつ効率的な調達を行うよう図られたい。

○ A E Dの管理・使用に係る講習状況に関する意見等

(3) 耐用期間を超過したA E Dを設置している事態【指摘事項】

A E Dは適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であるが、耐用期間が経過したA E Dを設置している3所属3施設においては、管理不備により性能を発揮できない等の重大な事態の発生を防止するため、設置の要否及び更新の必要性を踏まえた上で、A E Dの更新又は廃棄を行うべきである。

(4) 点検整備・消耗品管理が適切に実施されていない事態【意見】

H29年県通知において、A E D管理責任者はA E Dの機能を維持するための点検整備を行うこととされており、さらに、H21年厚労省通知において、A E Dの設置者は、設置したA E Dの日常点検等を実施する者として点検担当者を配置し、日常点検や表示ラベルによる消耗品の管理、及び消耗品の交換等を実施させることとなっているところ、遠隔監視システムが導入されていない学校安全課一括調達A E Dを設置している施設、又は、遠隔監視システムや監視業務委託を導入していない独自調達A E Dを設置している施設において、A E Dの機能を維持するための点検整備・消耗品管理を適切に実施していない施設が複数確認されたので（表11～17参照）、該当施設においては、日常点検の実施・点検結果の記録、消耗品の使用期限把握・期限内交換、表示ラベルの添付・外見から確認できる状態の維持といった点検整備・消耗品管理を適切に実施されたい。

(5) 点検整備・消耗品管理を適切に実施するための対応が求められる事態【検討事項】

遠隔監視システムが導入されていない学校安全課一括調達A E Dを設置している施設、又は、遠隔監視システムや監視業務委託を導入していない独自調達A E Dを設置している施設において、A E Dの機能を維持するための点検整備・消耗品管理を適切に実施していない施設が複数認められたので、医療整備課及び学校安全課においては、適切な点検整備・消耗品管理が実施されるよう、各施設における実態を把握したうえで、不適切な事態の是正及び再発防止に向けた必要な対応について検討されたい。

(6) A E D使用講習を受講させていない事態【意見】

H29年県通知において、A E D管理責任者は、施設職員に対し、普通救命講習又は応急手当講習を3年ごとに受講させることとされているが、様々な理由により、令和2年度から4年度までの間で1度もA E D使用講習を実施していない施設が複数確認され、施設職員に対しA E D使用講習を受講させることができていなかった。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことから、各施設においては、A E Dの設置目的を踏まえ、今後のA E D使用講習の積極的な実施等を通じ、施設職員に対して、A E D使用講習を受講させることを検討されたい。

○ A E Dの公開・周知に関する意見等

(7) A E D設置情報の職員向け周知を行っていない事態【意見】

施設職員にA E Dの設置及び設置場所を周知していない施設が複数確認された(表19参照)。A E Dが必要な場合に有効に使用され、救命率を上げるため、職員向け周知をしていない施設においては、当該A E Dの設置目的を踏まえた上で、A E Dの設置及び設置場所の職員に対する周知を実施されたい。

(8) 救急財団全国A E DマップへのA E D設置登録情報の登録・更新が行われていない事態【意見】

A E D設置登録情報を救急財団全国A E Dマップに登録していない施設及び登録しているA E D設置登録情報が現在のものに更新されていない施設が複数確認された(表20参照)。

救急財団にA E D設置登録情報を登録していない施設においては情報の速やかな登録を、及び救急財団にA E D設置登録情報を登録している施設においては登録情報の適時更新を、それぞれ行われたい。

(9) 県有施設A E DマップでA E D設置情報が公開されていない事態【指摘事項】

H29年県通知において、A E D管理責任者は、自身の県有施設に設置されたA E D情報(設置場所や使用可能時間など)をインターネット上の県有施設A E Dマップに公開することとされているところ、A E Dを設置しているにも関わらず、県有施設A E Dマップ上にすべてのA E D情報(複数のA E Dを設置している場合は、それぞれのA E D情報)を公開していない37所属43施設においては、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

(10) 県有施設A E DマップでのA E D設置情報の更新が行われていなかったり、不正確な情報が掲載されていたりした事態【指摘事項】

H29年県通知において、A E D管理責任者は、自身の県有施設に設置されたA E D情報をインターネット上の県有施設A E Dマップに公開し、更新することとされているところ、次の不適正な事項があったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

(ア) 廃止された施設のA E D情報が、未だに県有施設A E Dマップに掲載されていた。(7所属11施設)

(イ) 施設が移転したにも関わらず、未だに旧住所上のA E D情報が更新されずに、県有施設A E Dマップに掲載されていた。(3所属3施設)

(ウ) 撤去されたA E D情報が、未だに県有施設A E Dマップに掲載されていた。(6所属6施設)

(エ) 管理主体が県から民間団体に移ったにも関わらず、未だに旧施設のA E D情報が更新されずに、県有施設A E Dマップに掲載されていた。(1所属3施設)

(オ) 施設の名称が現在の名称と異なる名称のまま、県有施設A E Dマップに掲載されていた。(8所属9施設)

(カ) 県有施設AEDマップ上の、設置されたAEDの場所を示すマークの位置が、県庁舎(行政棟)及び議会棟においては、旧庁舎上に表示されていた。(2所属2施設)

(11) 県有施設AEDマップでのAED設置情報の更新が行われていない事態【意見】

H29年県通知において、AED管理責任者は県有施設AEDマップ上の情報を最新に更新することとされているところ、87施設においては施設内のAED設置場所に係る情報が更新されておらず、又、413施設においてはAEDの未就学児対応に係る情報が更新されていないなど、県有施設AEDマップでのAED設置場所に係る情報の更新が行われていない施設が複数確認されたので(表23及び24参照)、上記情報を含めたAED設置情報を更新していない所属においては、情報の更新を適切に実施されたい。

(12) 県有施設AEDマップでのAED設置情報の更新を適切に行うための対応が求められる事態【検討事項】

AED設置場所に係る情報やAEDの未就学児対応に係る情報といった、県有施設AEDマップ上の情報と最新のAED情報との不突合が多数の所属に生じ、正確性が保たれていない状況は、同マップの信頼性を損なうものであることから、各施設における実態を把握したうえで、不適切な事態の是正及び再発防止に向けた必要な対応について検討されたい。

AEDは、救命の現場に居合わせた非医療従事者による使用について、医師法に違反しないことが示されて以降、緊急時に迅速かつ的確にAEDを作動させることにより、心肺機能停止傷病者の救命率の向上が期待できることから普及促進が求められている。

AEDを緊急時に適切に作動させるためには、正確なAEDの設置に係る情報が公開、周知され、使用者がAED設置場所まで迅速にたどり着き、AEDが常日頃、正常に作動するよう管理され、状況によってはその場に立ち会った施設職員自身がAEDの動作を適切に行う必要も生じるなど、これらの事象が適切かつ確実に行われる必要がある。

そして、前記のように、県が管理する施設においても、現に、意識を失ったり、呼吸困難となったりした施設利用者や生徒等に対して職員や教職員等がAEDを使用した事例が延べ23施設で計28事例発生している。

監査の結果を踏まえ、AEDを管理する施設管理者においては、AEDの管理状況やAED情報の公開、周知状況等を適時適切に把握し、指摘事項等と同様の事態が生じていないか検証するとともに、状況に応じて適切な対応を検討するなど、AEDの適切な設置・管理及び公開・周知に向けた措置や取組みを一層進めることが求められる。

別表 監査意見等 一覧

監査意見等	対象所属	対象施設
<p>【指摘事項】</p> <p>(1) 施設利用者に対してAED設置場所を適切に案内表示していない事態</p> <p>※ 設置目的(持出し用)・施設特性(非公開施設)等を踏まえ、5所属6施設は対象外とした。</p>	岐阜関ヶ原古戦場記念館	岐阜関ヶ原古戦場記念館
	可茂特別支援学校	可茂特別支援学校
<p>【検討事項】</p> <p>(2) AED調達の一括調達化によりさらに経済的な調達を行うことが求められる事態</p>	医療整備課、 学校安全課	—
<p>【指摘事項】</p>	羽島北高等学校	羽島北高等学校
<p>(3) 耐用期間を超過したAEDを設置している事態</p>	岐阜商業高等学校	岐阜商業高等学校
	多治見工業高等学校	多治見工業高等学校
<p>【意見】</p> <p>(4) 点検整備・消耗品管理が適切に実施されていない事態</p>	(遠隔監視システムや監視業務委託を導入していないAEDが設置された施設の所管所属のうち、点検整備・消耗品管理を適切に実施していない所属)	(遠隔監視システムや監視業務委託を導入していないAEDが設置された施設のうち、点検整備・消耗品管理を適切に実施していない施設)
<p>【検討事項】</p> <p>(5) 点検整備・消耗品管理を適切に実施するための対応が求められる事態</p>	医療整備課、 学校安全課	—
<p>【意見】</p>	(AED使用講習を受講させていない所属)	(AED使用講習を受講させていない施設)
<p>(6) AED使用講習を受講させていない事態</p>		
<p>【意見】</p> <p>(7) AED設置情報の職員向け周知を行っていない事態</p>	(AED設置情報の職員向け周知を実施していない所属)	(AED設置情報の職員向け周知を実施していない施設)
<p>【意見】</p> <p>(8) 救急財団全国AEDマップへのAED設置登録情報の登録・更新が行われていない事態</p>	(救急財団全国AEDマップでの情報公開・更新を実施していない所属)	(救急財団全国AEDマップでの情報公開・更新を実施していない施設)

監査意見等	対象所属	対象施設
<p>【指摘事項】</p> <p>(9) 県有施設AEDマップでAED設置情報が公開されていない事態</p> <p>※ 設置目的(持出し用)・施設特性(非公開施設)等を踏まえ、7所属10施設は対象外とした。</p>	管財課	県庁舎(行政棟)
	地域スポーツ課	岐阜メモリアルセンター、岐阜アリーナ、岐阜県グリーンスタジアム、岐阜県川辺漕艇場、御嶽濁河高地トレーニングセンター
	消防学校	岐阜県消防学校
	文化創造課	ぎふ清流文化プラザ
	障害福祉課	岐阜県福祉友愛アリーナ
	衛生専門学校	岐阜県立衛生専門学校
	飛驒食肉衛生検査所	岐阜県飛驒食肉衛生検査所
	産業デジタル推進課	ソフトピアジャパン・ワークショップ24
	航空宇宙産業課	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
	県産品流通支援課	アクティブG
	障がい者総合就労支援センター	岐阜県障がい者総合就労支援センター
	岐阜関ヶ原古戦場記念館	岐阜関ヶ原古戦場記念館
	農業経営課	岐阜県就農支援センター
	里川振興課	清流長良川あゆパーク
	中央家畜保健衛生所	岐阜県中央家畜保健衛生所、岐阜県中央家畜保健衛生所病性鑑定分室
	森林文化アカデミー	岐阜県立森林文化アカデミー
	ぎふ木遊館	ぎふ木遊館
	都市公園課	岐阜県百年公園
	加納高等学校	加納高等学校
	羽島北高等学校	羽島北高等学校
	岐阜商業高等学校	岐阜商業高等学校
	本巣松陽高等学校	本巣松陽高等学校
	武義高等学校	武義高等学校
	多治見北高等学校	多治見北高等学校
	恵那南高等学校	恵那南高等学校
	益田清風高等学校	益田清風高等学校
	高山工業高等学校	高山工業高等学校
	華陽フロンティア高等学校	華陽フロンティア高等学校
	岐阜盲学校	岐阜盲学校
	西濃高等特別支援学校	西濃高等特別支援学校
中濃特別支援学校	中濃特別支援学校(分教室)	
可茂特別支援学校	可茂特別支援学校	

監査意見等	対象所属	対象施設
(つづき) 【指摘事項】 (9) (同上)	東濃特別支援学校	東濃特別支援学校
	飛驒特別支援学校	飛驒特別支援学校(本館)
	機動隊	機動隊庁舎(国有施設)
	岐阜南警察署	城東通交番
	大垣警察署	駅北交番(大垣警察署)、割田交番
【指摘事項】 (10) 県有施設AEDマップでのAED設置情報の更新が行われていなかったり、不正確な情報が掲載されていたりした事態 (ア) 廃止された施設のAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。	商工・エネルギー政策課	岐阜産業会館
	岐阜南警察署	領下交番、東加納交番
	岐阜羽島警察署	松枝駐在所
	海津警察署	太田駐在所、南濃北駐在所
	大垣警察署	船町交番、入方駐在所
	多治見警察署	定林寺駐在所、肥田駐在所
	飛驒警察署	茂住駐在所
【指摘事項】 (10)(イ) 施設が移転したにも関わらず、未だに旧住所上のAED設置情報が更新されずに、県有施設AEDマップに掲載されていた。 (注) 対象施設の《》内は、県有施設AEDマップでの住所	産業技術総合センター	岐阜県産業技術センター(本所) 《羽島郡笠松町北及》
	中山間農業研究所	岐阜県中山間農業研究所(中津川支所) 《中津川市千旦林》
	畜産研究所	岐阜県畜産研究所(養豚・養鶏研究部) 《美濃加茂市前平町》
【指摘事項】 (10)(ウ) 撤去されたAED設置情報が、未だに県有施設AEDマップに掲載されていた。	管財課	岐阜県シンクタンク庁舎1階管理 人室
	美術館	岐阜県美術館実習棟
	産業技術総合センター	岐阜県産業技術センター(紙業部)
	都市公園課	ぎふ清流里山公園農家レストラン やまびこ
	大垣特別支援学校	大垣特別支援学校北校舎
	交通企画課	自動車安全運転センター岐阜県事務 所
【指摘事項】 (10)(エ) 管理主体が県から民間団体に移ったにも関わらず、未だに旧施設のAED設置情報が更新されずに、県有施設AEDマップに掲載されていた。	障害福祉課	岐阜県立ひまわりの丘第二学園、 岐阜県立ひまわりの丘第三学園、 岐阜県立ひまわりの丘第四学園

監査意見等	対象所属	対象施設
<p>【指摘事項】</p> <p>(10) (オ) 施設の名称が現在の名称と異なる名称のまま、県有施設AEDマップに掲載されていた。</p> <p>(注) 対象施設の《》内は、県有施設AEDマップ上での名称</p>	<p>地域スポーツ課</p> <p>中央食肉衛生検査所</p> <p>産業技術総合センター</p> <p>食品科学研究所</p> <p>都市公園課</p> <p>岐阜清流高等特別支援学校</p> <p>警備第二課</p> <p>恵那警察署</p>	<p>岐阜アリーナ《ヒマラヤアリーナ》</p> <p>中央食肉衛生検査所《食肉衛生検査所》</p> <p>産業技術総合センター《産業技術センター》</p> <p>岐阜県食品科学研究所寒天研究室《産業技術センター(寒天研究室)》</p> <p>ぎふワールド・ローズガーデン《花フェスタ記念公園》、ぎふ清流里山公園《日本昭和村、平成記念公園》</p> <p>岐阜清流高等特別支援学校《岐阜清流特別支援学校》</p> <p>中濃ブロック防災センター《緊急指揮所》</p> <p>明智駐在所《明智交番》</p>
<p>【指摘事項】</p> <p>(10) (カ) 県有施設AEDマップ上の、設置されたAEDの場所を示すマークの位置が、県庁舎(行政棟)及び議会棟においては、旧庁舎上に表示されていた。</p>	<p>管財課</p> <p>議会事務局</p>	<p>県庁舎(行政棟)</p> <p>議会棟</p>
<p>【意見】</p> <p>(11) 県有施設AEDマップでのAED設置情報の更新が行われていない事態</p>	<p>(施設内のAED設置場所に係る情報、AEDの未就学児対応に係る情報等のAED設置情報を更新していない所属)</p>	<p>(施設内のAED設置場所に係る情報、AEDの未就学児対応に係る情報等のAED設置情報を更新していない施設)</p>
<p>【検討事項】</p> <p>(12) 県有施設AEDマップでのAED設置情報の更新を適切に行うための対応が求められる事態</p>	<p>医療整備課</p>	<p>—</p>

資料 関係通知等

- 資料 1 県有施設における自動体外式除細動器（A E D）の設置及び管理の基準に関する要綱
（H29. 3. 6付け医整第1024号）
- 資料 2 「県有施設における自動体外式除細動器（A E D）の設置及び管理の基準に関する要綱」に係る補足事項について（通知）
（H29. 3. 8付け医整第1047号）
- 資料 3 自動体外式除細動器（A E D）設置登録情報の適切な更新等について（再周知）
（R5. 12. 6付け医整第744号の 2）
- 資料 4 自動体外式除細動器（A E D）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）
（H21. 4. 16付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号）
- 資料 5 A E Dの適切な管理等の実施に係る Q & A
（H21. 4. 16付け）
- 資料 6 自動体外式除細動器（A E D）設置登録情報の有効活用等について
（H27. 8. 25付け医政発0825第 7 号）
- 資料 7 自動体外式除細動器（A E D）設置登録情報の適切な更新等について（再周知）
（R5. 11. 16付け事務連絡）

県有施設における自動体外式除細動器（AED）の
設置及び管理の基準に関する要綱

平成 29 年 3 月 6 日 医整第 1024 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、県有施設における自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator。以下「AED」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県有施設 岐阜県（以下「県」という。）が有する施設のうち、地方自治法第 238 条第 4 項に規定する行政財産であるもの及びこれに準ずる施設をいう。
- (2) 施設管理者 県有施設を所管する所属の長及び県有施設の管理を行う者（指定管理者を含む。）をいう。
- (3) 施設利用者 県有施設を訪れる者及び県有施設内で勤務する者をいう。

（設置基準）

第 3 条 県有施設における AED の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 各施設 1 台以上の AED を設置すること。
- (2) AED の設置場所は、施設利用者が容易にアクセスでき、かつ分かりやすい場所とすること。
- (3) 複数の AED の設置については、県有施設の規模、性質、利用者数、利用状況等を踏まえ、必要数を判断すること。
- (4) 多くの県民が参加するイベント等を開催する場合は、AED の臨時的な設置を行うこと。この場合においても、前 2 号の基準を満たすこと。

（管理基準）

第 4 条 県有施設における AED の管理基準は、次のとおりとする。

- (1) AED の設置及び管理は、施設管理者が行うこと。
- (2) 施設管理者は、AED の日常的な管理を行う責任者として AED 管理責任者を置くこと。
- (3) AED 管理責任者は、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 県有施設における AED の設置場所及び利用方法等に関する広報
 - イ AED の機能を維持するための点検整備

- ウ その他、健康福祉部医療整備課長（以下「課長」という。）が別に連絡する事項
- (4) 施設管理者は、施設利用者にAEDの設置場所が容易に分かるよう、別紙に示すAED設置場所表示を県有施設の入口等に掲示すること。また、AEDを移設した場合は、上記表示における設置場所の記載を変更すること。
 - (5) 施設管理者は、次に掲げる事項に該当する場合、別に定めるところにより、速やかに課長に報告すること。
 - ア AEDを設置、更新、移設又は廃棄したとき。
 - イ AED管理責任者を置き、又は変更したとき。
 - ウ 県有施設においてAEDが使用されたとき。

（その他）

- 第5条 県有施設におけるAEDの設置及び管理に関する総括的な事務は、健康福祉部医療整備課が行うものとする。
- 2 課長は、県が設置するAEDの設置場所その他必要な情報をインターネット上に公開するものとする。
 - 3 この要綱に定めるもののほか、県有施設におけるAEDの設置及び管理に関するその他必要な事項は、課長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年3月6日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日以前に県有施設に設置されたAEDについて、この要綱に従い設置及び管理を行うものとする。

AED設置施設



AED設置場所

(例)

9階 医療整備課執務室入口



医整第 1 0 4 7 号
平成 2 9 年 3 月 8 日

知事部局本庁各課長
知事部局各現地機関の長
教育委員会事務局本庁各課長
教育委員会事務局各教育事務所長
教育委員会各教育機関の長
各委員会等事務局長
警察本部警務課長

様

健康福祉部医療整備課長

「県有施設における自動体外式除細動器（AED）の
設置及び管理の基準に関する要綱」に係る補足事項について（通知）

標記要綱については、平成 2 9 年 3 月 6 日付け医整第 1 0 2 4 号（健康福祉部長通知）により制定したところですが、要綱の規定について以下のとおり補足しますので、AED の設置及び管理の参考としてください。

記

1 県有施設の定義（第 2 条第 1 号）

「これに準ずる施設」とは、旧県立病院や看護大学のように、県が設立した法人が有する施設をいいます。

2 AED の設置にあたり考慮すべき事項（第 3 条）

AED の設置にあたっては、以下に示す場所への設置を考慮してください。

- ・高層の建物のエレベーターホールや階段付近
- ・可能な限り 2 4 時間、誰もが使用できる場所
- ・運動場や体育館等、心停止のリスクがある場所の付近
- ・AED のインジケーターが見やすく日常点検がしやすい場所
- ・温度（夏場の高温や冬場の低温）や風雨による影響等を考慮し、AED が壊れにくい環境

3 AEDの複数台設置の考え方（第3条第3号）

心停止から5分以内に除細動を開始することが望ましいとされていることを踏まえ、次に掲げる事項を目安としてAEDの複数台設置についてご検討ください。

○複数台設置の目安

- ・平面であれば、半径300mにつき1台
- ・建物であれば、5階ごとに1台

○上記配置の目安にとらわれず、複数台設置を検討することが望ましい施設の例

- ・スポーツ関連施設（岐阜メモリアルセンターなど）
- ・大規模な商業施設（アクティブG）
- ・多数集客施設（県営公園など）
- ・庁舎、集会場など比較的規模の大きな公共施設（県庁舎、総合庁舎、図書館、ふれあい福寿会館など）
- ・交番等の人口密集地域にある公共施設（交番、駐在所）
- ・高齢者のための介護・福祉施設（高齢者福祉施設）
- ・学校（高等学校、特別支援学校、大学、専修学校）

4 AED管理責任者の役割（第4条第3号）

AEDの点検は、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発第0416001号及び薬食発第0416001号）に基づき実施してください。

また、AED管理責任者は、次に掲げる事項も実施してください。

- ・自身の県有施設に設置されたAEDに関する情報（設置場所や使用可能時間など）を、県有施設AEDマップ（平成27年度に公開）により発信・更新すること。
※別途、簡易マニュアルをお示しします。
- ・県有施設で勤務する職員等に対し、普通救命講習又は応急手当講習を概ね3年ごとに受講させること。

※第三期岐阜県地震防災行動計画において、平成31年度までにすべての県職員がAEDの研修を受講することが目標設定されています。

5 AED設置場所表示（第4条第4号）

AED設置場所の表示は、原則として要綱に定める表示によるものとしますが、施設の特성에応じてイラストを追加することは差し支えありません。（例：交番にAEDが設置されていることから、県警マスコット「らびい」を追加するなど。）それ以外の部分の改変は認めません。

また、県有施設のうち、指定管理者制度導入施設及び県が設立した法人が有する施設についても、要綱に定める表示を使用させるようにしてください。

6 施設管理者から医療整備課長への報告（第4条第5号）

次のとおり報告様式を定めましたので、これにより報告願います。

- ア AEDを設置、更新、移設又は廃棄したとき → 別紙様式1～3
- イ AED管理責任者を置き、又は変更したとき → 別紙様式4
- ウ 県有施設においてAEDが使用されたとき → 別紙様式5

7 経過措置

本要綱施行の日以前にAEDが設置されている県有施設の施設管理者は、速やかに当該AEDに係る情報を、別紙様式1によりご報告ください。（設置年月日欄は空欄のままご構いません。）また、速やかにAED管理責任者を置き、別紙様式4によりご報告ください。

担当課	岐阜県健康福祉部医療整備課 医療整備係		
担当係長	浦崎	担当	岩井
TEL	058-272-1111（内線 2535）		
FAX	058-278-2623		
E-mail	iwai-yusuke@pref.gifu.lg.jp		

医整第 7 4 4 号の 2
令和 5 年 1 2 月 6 日

関係所属長 様

医療整備課長

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（再周知）

標記の件について厚生労働省医政局地域医療計画課より「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（再周知）」（令和 5 年 11 月 16 日付け事務連絡）の依頼がありました。

このことについて、別添（写）のとおり各市町村長及び各消防本部消防長あてに通知しましたので御承知おきいただくとともに、貴職におかれましても貴管下及び関係団体等がその庁舎（出先機関を含む。）等に設置・管理している AED の設置登録情報の適切な更新等が徹底されるよう、「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」（平成 27 年 8 月 25 日付け医政発 0825 第 7 号）によりご協力いただきますようお願いいたします。

担当所属	岐阜県健康福祉部医療整備課医療整備係		
担当係長	草野	担当	長屋、門脇
TEL	代表 058-272-1111（内線 3357）		
E-MAIL	kadowaki-kosuke@pref.gifu.lg.jp		
所在地	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1		

医政発第0416001号
薬食発第0416001号
平成21年4月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

1. A E Dの適切な管理等について、A E Dの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているA E Dの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているA E Dの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているA E Dの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、A E Dの更なる普及のための啓発を行う際には、A E Dの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するA E Dの使用に関する講習会において、A E Dの適切な管理等の重要性についても伝えること。

(照会先)

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

電 話：03-5253-1111（内線2751, 2758）

夜間直通：03-3595-2435

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いいたします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索 (財団法人日本救急医療財団ホームページ) URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

AED の適切な管理等の実施に係るQ & A

平成21年4月16日

● 点検担当者の役割と配置について

Q1 AED の点検担当者は、どのようなことを行うのですか。

A 一つめは、日常点検としてインジケータ(AED が正常かどうかを示すランプや画面)により AED が使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残すことです。(日常点検については、Q7～Q13 をご参照下さい。)

二つめは、消耗品の管理として、AED に取り付けられている電極パッドやバッテリーの交換時期(使用期限等)を把握し、期限切れになる前に交換することです。(消耗品の管理については、Q20～Q24 をご参照下さい。)

Q2 点検担当者の人数の目安はありますか。また、設置者が点検担当者となることはできますか。

A AED が設置されている施設の規模や範囲、その台数等に応じて、点検を日常的に、実施することが可能と考えられる人員を配置することが望ましいです。また、点検担当者を当番制とし、複数人の配置を行なうことでも差し支えありません。

なお、設置台数等から考えて、設置者自らが点検を行うことが可能と判断される場合は、設置者が点検担当者となっても差し支えありません。

Q3 点検担当者に資格は必要ですか。

A 設置者が上記の日常点検等を適切に実施できると認める方であれば、特に資格は必要としません。しかし、AED の使用等に関する講習を受講していることが望ましいです。

なお、設置者自らが点検担当者となる場合も同様です。

Q4 点検担当者の役割を委託することはできますか。

A AED の購入店や製造販売業者(以下「販売業者等」という。)と保守契約を結ぶなどして委託してもかまいません。

Q5 病院内における AED についても、同様の取扱いですか。

A その通りです。医療機関や消防署等に設置される AED(一般の方が使用できる製品に限る。)も同様に表示ラベルを取り付けることとしています。また、日常的なインジケータの確認や点検記録の保管についても同様です。

Q6 病院においても、点検担当者を配置する必要がありますか。

A 一般の方が使用できる AED については、点検担当者を配置いただくこととなりますが、医療機器安全管理責任者等が点検担当者となり、日常的な点検を実施していただくことで差し支えありません。

なお、Q2 に述べたように、設置台数などにより、点検担当者として複数人を配置することも可能です。

- 日常点検について

Q7 なぜ、インジケータを確認しなければならないのですか。

A AED は自己診断機能を有しています。本体の機能チェックが自動的に行なわれ、問題を認めた場合には、インジケータのランプの色や画面の表示によりその異常を知らせてくれます。そのため、点検担当者がインジケータを確認し、正常に使用可能な状態であることを点検する必要があります。

万が一、インジケータが異常を示している場合には、取扱説明書に従って対処し、必要に応じて販売業者等に点検や修理を依頼して下さい。

Q8 インジケータは、どのように確認すればよいですか。

A 正常に使用可能な状態を示すインジケータのランプの色や画面の表示は、製品により異なります。お手持ちの AED の添付文書や取扱説明書をご覧ください。

Q9 インジケータの確認は、毎日、行わなければなりませんか。

A AED は本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで機能チェックを行なっていますので、点検担当者は、取扱説明書に従い日常的に、その結果を確認して下さい。

ただし、設置された施設や事業所の休日などで、AED を使用しないことが明らかな時には、点検を実施しなくても構いません。設置場所などを十分考慮の上、適切に点検を行なって下さい。

- 点検記録について

Q10 どのような内容を記録するのですか。

A 日常点検の結果として、インジケータのランプの色や画面の表示等により使用可能な状態であるか等を記載する(例えば、丸印を付けるなど)のみで十分です。

なお、電極パッドやバッテリーの交換時期については、点検記録に記載する必要はありませんが、常に時期を把握しておいて下さい。

Q11 点検記録には、決められた様式などがありますか。

A 決められたものはありませんので、設置者又は点検担当者の方がご自身で作成していただいて結構です。例えば、カレンダーに丸印を記入するのみでもよいです。

なお、販売業者等が点検記録表を提供しますので、それらをご活用いただくことも可能です。

Q12 点検記録は、どの程度保管しなければなりませんか。

A 点検記録の保管期間については、とくに規定していません。AED を使用する際、その AED が正常状態であったことがわかるように、直近の1ヶ月程度を目安に記録を保管することが望ましいです。

Q13 家庭内での使用のみを目的にしていますが、点検記録の保管は必要ですか。

A 家庭内でのみに使用するために AED を設置している場合には、点検記録の保管は必ずしも必要ではありません。しかし、その使用目的から、日常点検は適切に行う必要があります。

- 表示ラベルについて

Q14 表示ラベルとは何ですか。

A 点検担当者が電極パッドやバッテリーの管理を円滑に行うために、必要な情報（交換時期や使用期限等）が記載されたものです。AED 本体又は収納ボックス等に、必ず取り付け又は貼り付けて下さい。

なお、今後、新規に AED を購入した場合には、販売業者等により消耗品の交換時期を記載した表示ラベルが取り付けられた状態で納品又は設置されます。

Q15 すでに設置されている AED にも表示ラベルが必要ですか。

A すべての AED に必要です。すでに設置されている AED については、販売業者等が把握している販売先の記録に基づいて、購入者もしくは設置者宛に表示ラベルと電極パッドやバッテリーの交換時期に関する情報等が届けられます。点検担当者は、表示ラベルに交換時期等の必要事項を書き込み、お手持ちの AED に取り付け又は貼り付けて下さい。

なお、表示ラベルは、準備が出来次第、提供されることとなっております。周囲の AED に表示ラベルが取り付けられた後も表示ラベルが提供されない場合には、お手持ちの AED の販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q16 表示ラベルの取付け位置はどこがよいのですか。

A 通常設置された状態で表示ラベルに記載された電極パッドやバッテリーの交換時期等の情報が確認できるように、配慮する必要があります。とくに収納ボックス内に設置している AED に表示ラベルを取り付ける場合には、ボックスの扉を開けることなく、記載内容が確認できるように、取り付け位置に注意して下さい。

また、表示ラベルによりインジケータが隠れることのないように注意して下さい。詳しくは販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q17 表示ラベルへの記入は、誰が行うのですか。

A 電極パッドやバッテリーを交換した際には、点検担当者が次の交換時期や使用期限等を表示ラベルに記入して下さい。記入するための表示ラベルやシールは、新たに購入した電極パッドやバッテリーに添付されてきます。記入の仕方等、ご不明な点については、販売業者などにお問い合わせになるか、製品のホームページをご参照下さい。

Q18 表示ラベルを紛失した場合、どのようにすればよいですか。

A お手持ちの AED の販売業者等にご連絡下さい。

Q19 表示ラベルが取付けられていない場合はありますか。

A AED の販売業者等と契約を結び、電極パッドやバッテリーの管理を委託している場合(Q4 参照)には、表示ラベルを取り付けていないことがあります。ただし、その場合には表示ラベルのかわりに、「〇〇社が電極パッドやバッテリーの管理を行っています」などの表示がされています。

● 消耗品(電極パッドやバッテリー)の管理について

Q20 電極パッドやバッテリーはどのくらいの期間で交換が必要ですか。

A 電極パッドやバッテリーの使用期間は製品によって異なりますので、お手持ちの AED の添付文書や取扱説明書でご確認いただくか、販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q21 使用していない電極パッドでも、交換時期が来たら必ず交換する必要があるのですか。

A 使用期限を過ぎると身体に貼る電極パッドの変質や接着面の乾燥が起こることがあります。そのような電極パッドを使用して電気ショックを行うと、パッド貼付部を火傷したり、十分な電気ショックが与えられない又は身体に貼ることができない可能性もあります。交換時期が来たら、新しい電極パッドへの交換が必要です。

Q22 他社の電極パッドを使用することはできるのですか。

A お手持ち AED に指定された電極パッドを使用して下さい。指定品以外のものを使用すると、動作不良を起こしたり、AED 本来の性能を発揮できない可能性があります。

Q23 AED を一度も使用していませんが、バッテリーは交換時期が来たら必ず交換するのですか。

A 日常点検の項(Q7)で述べたように、AED は自己診断機能を有していますので、常に一定の電力を消費しています。救命処置に使用しなくともバッテリーは消耗しますので、交換することが必要です。

Q24 設置環境や使用状況によってバッテリーの使用期間が異なるとのことですが、どのような状況で変化が生じるのですか。

A 一般的にバッテリーは周囲の温度が高い状態で消耗が早いとされています。また、AED 講習などのために AED 本体のフタを開けたり、救命処置のために除細動を行ったりすると、バッテリーの寿命は短くなります。

• その他

Q25 AED の設置情報は、登録しなければならないのですか。

A AED は救命のために重要な医療機器です。地域の住民や救急医療に携わる機関などが、あらかじめ設置されている AED の場所を把握していると、必要な時に迅速に対応できます。

また、AED の不具合などにより販売業者等から製品に関するリコール等の重要なお知らせが提供されることもあります。設置情報を登録していれば確実かつ迅速に情報を受け取ることが可能となりますので、ご登録ください。

なお、AED を家庭や事業所内に設置している場合等には、AED の設置場所に関する情報を非公開とすることが可能です。

登録の方法については、販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q26 購入した AED を授与又は寄贈することはできますか。

A 原則、AED を第三者に販売又は授与することはできません。なぜなら、授与を行ったために設置場所がわからなくなると、前述したリコール等の重要な情報を提供することができなくなるなどの可能性があります。授与する必要が生じた場合等は、必ず、あらかじめ販売業者等にご連絡下さい。

なお、薬事法により販売業の許可を得ていない者は、業としての販売や授与は禁じられております。

医政発0825第7号
平成27年8月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきた。

こうした中、AEDの設置場所に関する情報等、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が把握した情報については、地方公共団体が情報提供を希望した場合、AED設置者の連絡先等ホームページで公開されていない情報を含めて提供することを当省から財団に対して検討するようお願いしていたところであるが、今般、財団に設置された「AED設置登録情報等に関する小委員会」において、別添のとおり「AED設置登録情報の有効活用について（AED設置登録情報等に関する小委員会報告書）」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

貴職におかれては、この報告書の趣旨を踏まえ、AEDが必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するような医療提供体制を整えていただくために、AED設置登録情報の有効活用について、下記の対応をしていただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知していただくようお願いする。

記

1 財団へのAED設置登録情報の提供の申請等について

財団に登録されているAED設置登録情報のうち、すでに地方公共団体

への情報提供の承諾を AED 設置者から得ているものについては、今般、財団から地方公共団体に情報提供を行うこととなったので、必要に応じて財団に申請し、財団から提供を受けた AED 設置登録情報を用いて、独自に取り組まれている AED マップ等をさらに充実させ、地域の救命率が向上するような体制を整えていただきたいこと。

なお、具体的な申請方法については、別途「日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を地方自治体が活用するための手順書等について」（平成 27 年 8 月 25 日付医政地発第 0825 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）で衛生主管部長宛に情報提供するので、当該手順書によること。

また、AED 設置登録情報を利用する際には、ログイン名、パスワードの交付を受けることが必要となるところ、貴管下の市区町村等が AED 設置登録情報を利用する際には、必要となるログイン名、パスワードについては、貴都道府県において当該市区町村等に対し交付および管理をしていただきたいこと。

2 日本救急医療財団全国 AED マップを用いた住民への情報提供について

今般、財団において、これまで登録されている情報をもとに日本救急医療財団全国 AED マップを作成したので、現時点で AED マップを作成していない地方公共団体については、当該マップを地方公共団体のホームページにリンクをさせることなどにより、住民への情報提供に活用すること。（リンク作成の必要な手順は前項の手順書等に記載されていること。）

（参考）「日本救急医療財団全国 AED マップ」

URL : <https://www.qqzaidanmap.jp/>

3 財団に既に登録されている AED 設置登録情報の更新の推進について

AED 設置登録情報については、AED の具体的な設置場所、使用の可否に係る情報が重要であるため、財団においては設置者が登録すべき事項を増やすとともに、適時適切に情報更新が行われるよう従来の登録方式に代え AED 設置者が直接、財団に登録または更新をするよう改めるとともに、その登録情報の信頼度を明示することにした。

については、AED 設置登録情報が適時適切に更新され、その信頼度が向上されるよう、貴管下の AED 設置者に対し登録情報の更新について呼びかけること。（更新の手順は AED マップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL : <http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

4 財団に AED 設置登録情報を未登録の設置者に対する登録の呼びかけについて

AED 設置登録情報については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年 4 月 16 日付医政発第 0416001 号薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長厚生労働省医薬食品局長連名通知）において、AED 設置者に対して財団に登録するよう、お願いしていたところである。

貴管下において、財団に AED 設置登録情報を登録していない AED 設置者がいる場合、当該設置者に対し財団への登録を呼びかけるなどの取組をすること。（新規登録の手順も AED マップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL：<http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

5 AED を有効に使用するための表示に係る必要な整備について

（1）誘導表示の充実について

AED が必要な時に AED を設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはステッカーを表示すること、施設内では AED の設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組をすること。

（2）AED のマークについて

今般、AED 設置者が、財団作成の AED のマークを使用したい場合においては、財団のホームページから自由にダウンロードして使用できることとしたため、必要に応じて、AED 設置者への周知をすること。

なお、AED の販売業者や地方公共団体等が作成した独自の AED マークの使用を否定するものではないこと。

以上

事務連絡
令和5年11月16日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（再周知）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」（平成27年8月25日付け医政発0825第7号厚生労働省医政局長通知。以下「27年通知」という。）により、設置登録情報の適切な更新等をお願いしています。

貴職におかれては、貴都道府県、貴管下の各市町村及び関係団体等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理しているAEDの設置登録情報の適切な更新等が徹底されるよう、27年通知の再度の周知をお願いいたします。

なお、貴都道府県、貴管下の各市町村及び関係団体等が日本救急医療財団全国AEDマップ以外にも設置登録情報を提供している場合には、貴職が情報を提供しているツールにおいて公開されている内容を確認し、必要であれば更新等の対応を行うよう併せてお願いいたします。